

DV（ドメスティック・バイオレンス）

及びストーカー行為等の被害者への支援措置について

平成 16 年 7 月 1 日より住民票の請求にかかるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者への支援措置が開始されました。

●「ドメスティック・バイオレンス」とは・・・

配偶者等※1からの身体に対する暴力または心身に有害な影響をおよぼす言動のこと

※1 配偶者等とは、事実婚、元配偶者も含まれ、生活の本拠を共にする交際相手からの被害者も法の適用対象となります。

●「ストーカー行為」とは・・・

同一の者に対し、つきまとい等を反復して行う行為のこと

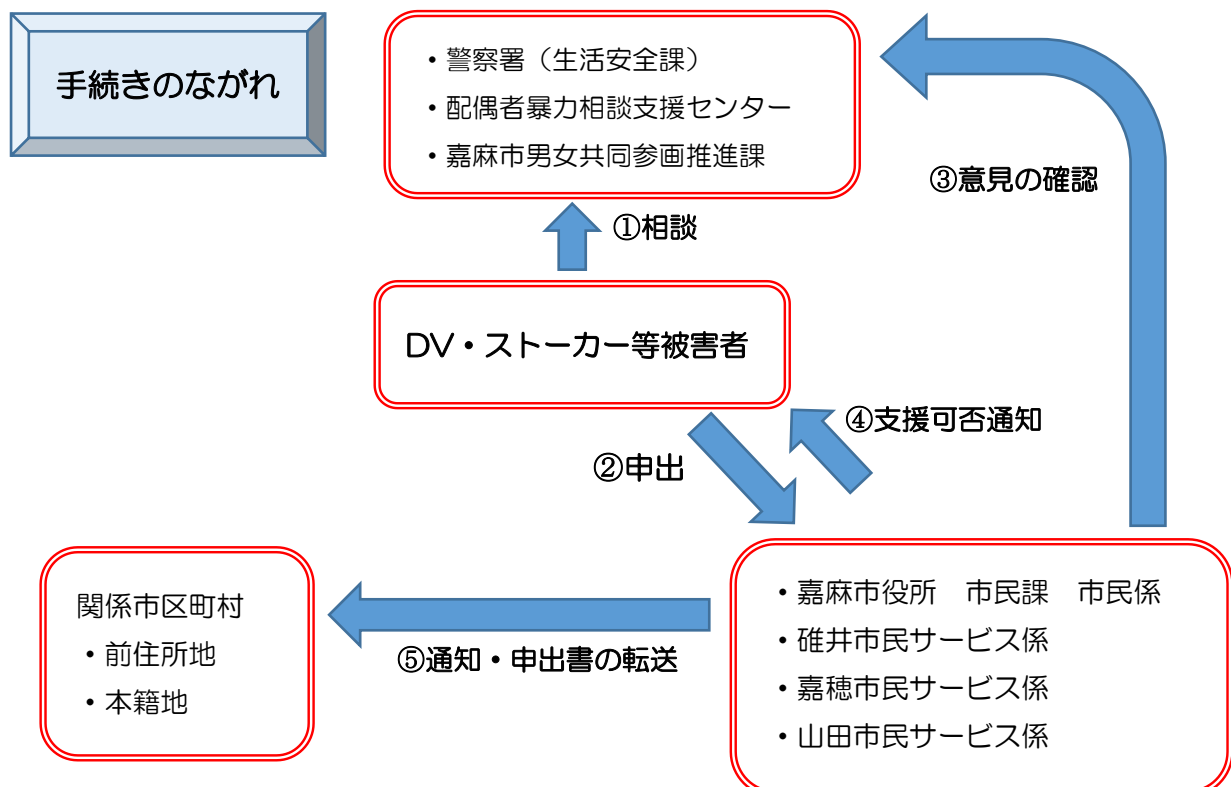
支援が実施されると・・・

○加害者（特定される場合）からの交付請求を制限します。

○なりすましを防止するため第三者からの請求は厳密な審査を行います。

○代理人、使者及び郵送による請求は受け付けません。

○被害者本人が住民票の交付を受ける場合にも本人確認書類（免許証等）を確認させていただきます。



申出の手続き

【対象者】

相談機関に相談して支援の必要性が認められる次の方

- ・DV 被害者・・・配偶者等から暴力を受けた方や暴力を受けて離婚した方で、更なる暴力により生命・身体に危害を受ける恐れのある方
- ・ストーカー被害者・・・つきまとい等をされて身体の安全・平穏・名誉が害された方や行動の自由が著しく害される不安を持つ方で、さらに繰り返すつきまとい行為をされる恐れのある方
- ・児童虐待被害者・・・児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ更に再び児童虐待を受ける恐れがあるもの、又は監護等を受けることに支障を生じる恐れのある方

【申請窓口】

嘉麻市役所 市民課 市民係
(0948) 42-7424 (直通)
各支所 市民サービス係

【相談機関】

●警察関係

嘉麻警察署 生活安全課 (0948) 57-0110
飯塚少年サポートセンター (0948) 21-3751

●その他の機関

最寄りの配偶者暴力相談支援センター（嘉穂・鞍手）
(0948) 29-0071
嘉麻市男女共同参画推進課 (0948) 62-5714
福岡県配偶者からの暴力相談電話 (092) 663-8724
月～金 17:00～24:00 土日祝 9:00～24:00
性暴力被害者支援センター・ふくおか
(092) 762-0799 (24時間・年中無休)

【手続きに必要なもの】

- 支援措置申出書
- 保護命令のある方はその証明書
- 下記の確認書類

【支援期間】

支援措置決定より **1年間**

申請者	確認書類
対象者本人	・免許証、個人番号カード等、顔写真付きの本人確認書類
法定代理人	・被害者本人との関係がわかるもの（戸籍謄本、登記事項証明書等） ・代理人の免許証、個人番号カード等、顔写真付きの本人確認書類
任意代理人	・委任状（代理人選任届） ・代理人の免許証、個人番号カード等、顔写真付きの本人確認書類

※支援終了1ヶ月前から延長の申請が可能です。

【注意】住所の変更（転出・転居等）があった場合は、改めて申し出が必要となります。

【お問い合わせ先】嘉麻市役所 市民課 市民係

TEL (0948) 42-7424 (直通)